

科研費に応募予定の研究者の皆様へ

H30.9より科研費の応募資格が変わります！

『国立大学法人琉球大学科学研究費助成事業等の実施資格に関する取扱要項』の改正に伴い、以下のように手続きが変わります。ご注意ください。

1. 申請が必要な方が変わります。

本学では、原則として常勤教員（助教～教授）を除き、科研費に応募するには、所属長と部局長への申請が必要です。今年度科研費に応募を予定される方は、職名を確認のうえ、該当する場合は手続きをお願いします。

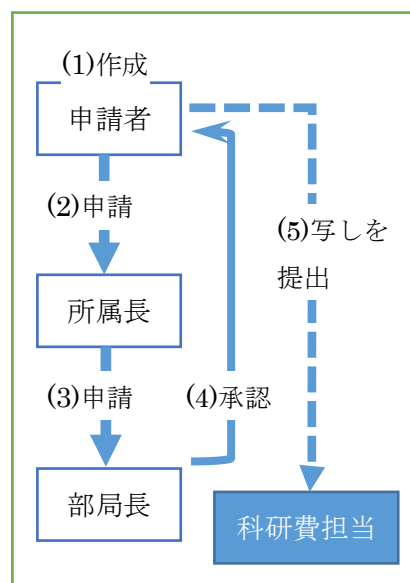
【申請が必要な職名一覧（別表2より。第3条・第4条関係）】

特命教員（特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特命助手）、客員教授、客員准教授、ポスドク研究員、産学官連携研究員、科研費研究員、外国人客員研究員、外国人研究員、博士研究員、協力研究員、客員研究員、URA（研究企画室員）、IRer（IR推進室員）、非常勤講師、教務職員、特命研究員、医員、技術職員、技術補佐員、定年退職予定教員（研究期間内に定年予定の方）

2. 申請様式が変わります。

様式の変更により、3枚組の申請書が1枚になりました。（要添付書類）下記手順で作成・提出してください。

- (1) 研究推進課 HP より様式を取得
- (2) 応募予定の研究内容を A4 一枚程度にまとめて所属等の長に申請
- (3) 所属等の長は、申請者が承認基準を全て満たす事を確認し、部局等の長に申請
- (4) 部局等の長は、申請者が承認基準を全て満たす事を確認し、申請者へ返却
- (5) 申請者は全ての氏名記載と押印がなされていることを確認し、コピー（原本は本人保管）を研究推進課科研費担当まで提出



【承認基準（第5条関係）】

- (1) 申請者が、研究活動を行える能力を有するか
- (2) 部局等で研究環境（研究スペース・機材の使用）を提供できるか
- (3) 部局等で当該科研費等の経理事務が行えるか
- (4) 当該科研費の課題遂行が、申請者の本来の業務の妨げとならないか

※定年退職予定教員のように、採択時の明確な職名が未定の研究者については、採択時まで職名が付与できるよう、部局内で調整してください（第8条）。